

諮問日：平成30年10月25日（平成30年度（情）諮問第17号）

答申日：平成31年3月15日（平成30年度（情）答申第24号）

件名：東京家庭裁判所における本人死亡後の後見等監督に関する運用が書いてある文書の不開示判断（開示対象外）に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

「東京家裁における，本人死亡後の後見等監督に関する運用が書いてある文書（最新版）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し，東京家庭裁判所長が，本件開示申出文書は司法行政文書の開示手続の対象とならないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は，妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は，苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し，東京家庭裁判所長が平成30年9月7日付けで原判断を行ったところ，取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ，取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書について，事務局や訟廷事務室における司法行政目的での取得がないか不明である。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件開示申出文書は，本人死亡後の後見等監督に関する事件処理の参考とするために，当該事件の裁判に密接に関連する事項について東京家庭裁判所後見センターの裁判官等が申合せを行った結果を記載したものであり，事務局及び訟廷事務室は，本件開示申出文書を取得していない。

したがって，本件開示申出文書は，司法行政文書には当たらず，司法行政文書の開示手続の対象とならない。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成30年10月25日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 平成31年1月18日 審議
- ④ 同年2月22日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

- 1 取扱要綱によれば、司法行政文書の開示手続の対象となる司法行政文書は、裁判所の職員が職務上作成し、又は取得した司法行政事務に関する文書、図画及び電磁的記録であって、裁判所の職員が組織的に用いるものとして、裁判所が保有しているものである。また、司法行政文書には、裁判事務に関する文書は含まれないと解される。

そこで本件開示申出文書について検討すると、苦情申出人が開示を求める文書は、本人死亡後の後見等監督という裁判事務に関する文書と解される。また、最高裁判所事務総長の上記説明によれば、東京家庭裁判所の事務局及び訟廷事務室において、本件開示申出文書を司法行政目的で取得したことはないとのことであり、このことは当委員会庶務において確認された。

したがって、本件開示申出文書は、司法行政文書の開示手続の対象とならない。

- 2 以上のとおりであるから、原判断については、本件開示申出文書は司法行政文書の開示手続の対象とならないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 久保 潔

委 員 門 口 正 人